

議 第 2 号

沖縄戦戦没者の遺骨収集の着実な推進を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 宛 て  
厚 生 労 働 大 臣  
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

昭和20年の沖縄戦では、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内の「平和の礎」には、今月時点で、本県出身者 1,376 名を含む沖縄戦等で亡くなられた約24万の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心とする沖縄本島南部地域は、戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めることなどを目的に、我が国唯一の戦跡の性格を有する国定公園に指定され、同地域においては、戦後80年が経過しようとする現在も、遺骨の収集が続けられている。

遺骨を含むとされる沖縄本島南部地域の土砂を、各種の事業で利用しようとする動きを憂慮する地元の声もある中、政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律を改正し、平成28年度から令和11年までを遺骨収集の推進に関する集中実施期間に位置付けている。時間の経過とともに収集や本人の特定が困難となるため、遺族等の心情に配慮し、遺骨収集の一層の推進に向けた施策の総合的かつ確実な実施が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、沖縄戦で命を落とされた方々の遺骨を速やかに遺族のもとに返還するため、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、政府が主体となって、沖縄戦戦没者の遺骨収集の着実な推進を図るよう強く要請する。